

大 公 審 第 **83** 号  
( 答 申 第 **454** 号 )  
令 和 7 年 8 月 **28** 日

大 阪 府 知 事      様

大阪府情報公開審査会  
会長    海道    俊明

情報公開請求に係る情報の統一的取扱いについて（答申）

大阪府情報公開条例（平成**11**年大阪府条例第**39**号）第**40**条の2第1項の規定により、令和7年7月**29**日付け情公第**1361**号で諮問のありました「情報公開請求に係る非公開情報の統一的取扱いについて」は、審議の結果、次のとおり答申します。

## 1 統一的取扱いについて

人事記録は、職員の人事に関する一切の事項について、職員ごとに作成するものであり、採用から勤務経歴や給与に関する記録等、人事管理のための特定職員に関する具体的で詳細な情報が記載されている。ここに記録されている職員の異動履歴は、職務遂行に係る情報というより、当該職員個人の職歴を示す私的な情報である。これらは私人における場合と同様に、プライバシー情報として保護される必要があることが認められた。職員の異動履歴を非公開とすることによって、人事記録においては職員の氏名のみが公開となり、有意な情報とは言い難いため、人事記録そのものを非公開とすることも妥当と考えられる。

なお、職員録の作成や人事異動の公表がされているところではあるが、これらは、その時点における職員の氏名や配属等を明らかにしているものに過ぎず、これらを過去に遡って調べることにより職員の異動履歴の一部を知り得る可能性があるとしても、そのことをもって、職員の異動履歴がプライバシー情報として保護される利益を失うものではない。

そのため、今後、情報公開制度において、人事記録を大阪府情報公開条例第9条第1号に該当する非公開情報として取り扱うことについて、必要性及び合理性が認められるといえる。

## 2 留意点について

行政文書の公開原則に留意した運用を今後も慎重に検討されたい。

(調査審議を行った委員)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮